



|            |  |
|------------|--|
| 法的<br>実施根拠 | あり   |
| 根拠法令<br>抜粋 | <p>・農業委員会等に関する法律</p> <p>第8条（委員の任命）</p> <p>委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て、任命する。</p> |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>   |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>・茅ヶ崎市農業経営基盤強化資金利子助成要綱<br/>第12条（利子助成金の交付決定）<br/>市長は、前条による経営基盤強化資金利子助成金交付申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、決定し、利子助成対象者又は委任を受けた融資機関に対し、農業経営基盤強化資金利子助成金交付決定通知書（第13号様式）により通知するものとする。<br/>以下（略）</p> <p>・茅ヶ崎市経済部農業水産課所管に係る利子補給金交付要綱<br/>第2条（利子補給金の種類等）<br/>利子補給金の種類、利子補給金交付の目的、利子補給対象者、利子補給対象事業及び利子補給金額は、別表に定めるとおりとする。<br/>以下（略）</p> |



|            |   |
|------------|---|
| 法的<br>実施根拠 | あり  |
| 根拠法令<br>抜粋 | <p>・茅ヶ崎市経済部農業水産課所管に係る補助金等交付要綱</p> <p>第2条（補助金の種類等）</p> <p>補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>以下（略）</p> |



|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>  |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>・農業経営基盤強化促進法</p> <p>第三条(農業経営基盤の強化の実施)<br/>     農業経営基盤の強化を促進するための措置は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農用地を保有し、又は利用する者の農業経営に関する意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、かつ、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として実施するものとする。</p> <p>第六条(農業経営基盤強化促進基本構想)<br/>     市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を定めることができる。</p> <p>2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。<br/>     以下(略)</p> <p>(地域農業経営基盤強化促進計画)</p> <p>第十九条(地域農業経営基盤強化促進計画) 同意市町村は、政令で定めるところにより、前条第一項の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となつた農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画(以下「地域計画」という。)を定めるものとする。<br/>     以下(略)</p> |





|            |   |
|------------|---|
| 法的<br>実施根拠 | あり  |
| 根拠法令<br>抜粋 | <p>・茅ヶ崎市経済部農業水産課所管に係る補助金等交付要綱</p> <p>第2条（補助金の種類等）</p> <p>補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>以下（略）</p> |



|            |  |
|------------|--|
| 法的<br>実施根拠 | あり   |
| 根拠法令<br>抜粋 | <p>・茅ヶ崎市援農ボランティア事業実施要綱</p> <p>第5条（斡旋）</p> <p>市長は、第3条第3項の規定により援農ボランティアとして登録したとき又は前条第4項の規定により受入農家として登録したときは、それぞれ適当と認める者を選定し、斡旋するものとする。</p> |



|            |   |
|------------|---|
| 法的<br>実施根拠 | あり  |
| 根拠法令<br>抜粋 | <p>・茅ヶ崎市経済部農業水産課所管に係る補助金等交付要綱</p> <p>第2条（補助金の種類等）</p> <p>補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>以下（略）</p> |



|            |    |
|------------|----|
| 法的<br>実施根拠 | なし |
| 根拠法令<br>抜粋 |    |





|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>  |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興地域整備計画に関する法律<br/>       第八条(市町村の定める農業振興地域整備計画)<br/>       都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。<br/>       以下（略）</li> <br/> <li>・ 都市農業振興基本法<br/>       第五条（地方公共団体の責務）<br/>       地方公共団体は、基本理念にのっとり、都市農業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。<br/>       第十条(地方計画)<br/>       地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画(以下「地方計画」という。)を定めるよう努めなければならない。<br/>       以下（略）</li> <br/> <li>・ 茅ヶ崎市農業ふれあい広場条例<br/>       第2条（設置、名称及び位置）<br/>       農業と親しむ場を提供し、市民の農業に対する理解を深めるとともに、心身の健康増進を図るため茅ヶ崎市農業ふれあい広場(以下「広場」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。<br/>       以下（略）</li> </ul> |



|            |    |
|------------|----|
| 法的<br>実施根拠 | なし |
| 根拠法令<br>抜粋 |    |



|            |    |
|------------|----|
| 法的<br>実施根拠 | なし |
| 根拠法令<br>抜粋 |    |



|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>  |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁港及び漁場の整備等に関する法律</li> </ul> <p>第二十六条 漁港管理者は、漁港管理規定を定め、これに従い、適正に漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茅ヶ崎漁港管理条例</li> </ul> <p>第2条 市長は、漁港の維持管理を適正に行うよう努めるものとする。</p> <p>2 漁港を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に従い、漁港施設の安全かつ適正な使用に支障とならないようにするとともに、漁港環境の維持に努めなければならない。</p> <p>第8条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、移転し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない</p> <p>第9条 甲種漁港施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない</p> |





| 法的<br>実施根拠 |   |
|------------|---|
| 根拠法令<br>抜粋 | <p>・ 海岸法</p> <p>第一条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。</p> |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>   |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁港及び漁場の整備等に関する法律</li> </ul> <p>第二十六条 漁港管理者は、漁港管理規定を定め、これに従い、適正に漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茅ヶ崎漁港管理条例</li> </ul> <p>第2条 市長は、漁港の維持管理を適正に行うよう努めるものとする。</p> <p>2 漁港を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に従い、漁港施設の安全かつ適正な使用に支障とならないようにするとともに、漁港環境の維持に努めなければならない。</p> |